

非常勤労働者の

全国的な繋がりを!

ゆうメイトによる
ゆうメイトのための
ゆうメイト全国交流会

ゆうメイト 全国つうしん

2005年5月

第1号

発行 ゆうメイト全国交流会
運営委員会

第2回ゆうメイト全国交流会のご案内

- とき 2005年10月9日(日)
14時~17時
- ところ 大阪市東淀川勤労者センター
(予定)
- 内容
 - ①全国交流会 14時~17時
 - ・もっと知ろうヨ! 自分たちの権利
講師:調整中
 - ・パネル・トーク
 - ・その他の報告(ゆうメイトさん)
 - ②懇親交流 17時~19時
 - ・会費 2000円



全国のゆうメイトの皆さんへ

ゆうメイトは全国の職場に16万人以上 労働条件の改善に向け、ゆうメイト向上の全国的な繋がりを!

ゆうメイト職員は、郵政職場において、ますます重要な位置を担っています。

その数、一〇万とも一二万人といわれていますが、実数は不明です。一六万人以上雇用されていることはほぼ確かな状況です。

にもかかわらず、「日々雇用」「不均等待遇」「低賃金」で「使い捨ての労働力」の対象と

してしか位置づけられていません。

全国の職場で、労働条件をめぐって様々な取り組み

こうした中で、ゆうメイト職員の雇用と労働条件をめぐって、全国の職場で様々な問題が起きています。最近でも、3月末の雇い止め

やスキル基準の認定をめぐって

各局で問題が多く出ています。



各々の職場では、ゆうメイト

職員の雇用と労働条件に関して、

ゆうメイト職員と本務者が協力しあって、雇い止めにストップをかけたたり、不公平なスキル評価を是正させたりと、様々な取り組みが行われています。

こうした各職場での闘いの中から、郵政公社も動き、一部ではありますがスキル評価の運用の見直しも行われることになりました。

しかし、個別の各職場だけでの取り組みでは労働条件の改善にも限界がありま

すし、ゆうメイト職員が抱えている仕事をしている上での様々な思いや悩みも共有することもできません。

この間も、ゆうメイト職員のサポーター的立場である本務者の間では、職場や地域、組合の違いを越えて情報交換をしてきましたが、当事者であるゆうメイト職員同士が繋がりを強め、思いや考えを共有し、ゆうメイト自身が力を強めていくことが労働条件を改善していくためには必要です。

ためになる、楽しい、頼もしい仲間たちの集いへ

こうした立場から、ゆうメイト全国交流会では、年一回の全国交流会の開催をはじめ、ゆうメイトに関する情報の共有化を目的に、情報紙の発行(年四回)、ホームページの開設など取り組みとともに、「ゆうメイト自身が主体となる交流会の運営」「ためになる、楽しい、頼もしい仲間たちのつどい」となるよう取り組んでいきたいと思

います。

全国のゆうメイト職員との繋がりを求めて、あなたも一歩を踏み出してくださ



「昼休みのタダ働き」に未払い賃金の支払い命令!

昼休みの食い込み労働について、サービス労働として、未払い賃金の支払いを求めていた大阪豊中郵便局集配課の松本さんに、72,017円の未払い賃金が支払われることになりました。

松本さんは、豊中郵便局に採用になって以来、昼休みに食い込んで仕事をしていましたが、管理者からは指示や指

導は全くありませんでした。

今年3月末での雇い止めを通告されていた松本さんは、当局に対し、雇い止めの撤回を求めるとともに、ゆうメイト日誌や車両運行日誌に書いていた昼休みに食い込んだ労働実態の記録を基に、合計121時間分の未払い賃金の支払いを請求していました。しかし、当局が明確な返答

をしなかったため、松本さんは労働基準監督署に個別の救済申し立てをしたところ、労働基準監督署は、松本さんの申し立てを正式に受理。豊中郵便局集配課に労働基準監督署のメスが入ることになりました。

豊中郵便局側は、労働基準監督署からの指導を受け、松本さんが03年5月に採用になったから05年3月末までの期間、

昼休みに食い込み働いた未払い労働を運行日誌やゆうメイト日誌の記録を基に算出し、合計72,017円を支払うことになりました。

今回、松本さんが労働基準監督署に訴えたことで、昼休みに食い込んだ労働について賃金の支払いが実現したことで、昨年末、全国一斉に行われた不払い残業の自己申告の際、当局は3ヶ月を支払い対象期間としていたものを労基法で定める時効の2年間とさせたことなど非常に大きな意義があります。

全国から四〇名が参加!

— 第1回ゆうメイト全国交流会が開かれる —

11月23日、大阪東淀川勤労者センターに九州、広島、四国、近畿、東京、関東から全体で約四〇名(うちゆうメイトの仲間は約半数)が集いました。

交流会は、各地の様々な職場や裁判などの運動紹介からはじまり、森弁護士の熱のこもった講演、郵政ゆうメイトの歴史や今後の位置、裁判闘争の現状、新賃金制度の矛盾、問題点についてわかりやすくレポート報告が行われ、その後、全体討論を行いました。

全体討論では、主にこれからの交流会をどう発展させるかが中心

のテーマになりました。

一方向的な労働条件の変更、いじめなどに対して、対応できるゆうメイトさん自身のスキルを高めていく必要があります。

また、ゆうメイト職員の運動が広がっていくためにはゆうメイトさん自身が主体になる必要があります。

「ゆうメイト全国交流会」は、その意味から次の3点を約束事としてスタートします。

① 組合の違いをのりこえた交流会運動。
② ゆうメイト自身が主体となる交

流会の運営。

③ ためになる、楽しい、頼もしい仲間たちのつどいへ。

また、交流会の活動として、

① 全国のゆうメイトにかかわる情報を全国へ発信していく。
② 全国交流会を毎年1回開催することなどを確認しました。

当日は、個性溢れるゆうメイトさん、とくに若い人たちの参加が目立ちました。ゆうメイトの運動は若者の運動でもある一面を見た思いがしました。

今回初めての取組みは、大成功に終わりました。予想以上に多くの皆さんに参加して頂きありがとうございました。

ゆうメイトの声

▼ゆうメイトの声を集めて局の方にぶつけていこうと、今ゆうメイト同士で相談している。スキルのこととか低賃金で人が集まらないとかJPSで作業がやりにくいなど多くの問題がある。現場を動かしているゆうメイトとして、ちゃんと声を出して局側に提起し行動していかなければならぬ。
(大阪郵内・Aさん)

▼ゆうメイト職員は

何を求めている?

- ・ 気軽に相談できるようなものを求めている。
- ・ 賃金の問題。スキル評価になつて関心が高い。
- ・ 勤務時間の問題。JPSになつて自分の時間だからと昼休みにタダ働きをしている人が多い。
- ・ スキル評価になつて、ゆうメイト同士の仕事の量、中味に関心が強くなっている。

※四月二十九日に開催されたゆうメイト全国交流会第一回国会議に参加されたゆうメイトさんの発言の一部です。